

○「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>65-1-1 規則第65条第1項第1号に規定する法人税、住民税及び事業税は、<u>「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」に従って損益に計上する法人税、住民税及び事業税をいうものとする。</u></p> | <p>65-1-1 規則第65条第1項第1号に規定する法人税、住民税及び事業税は、<u>当該連結会計年度に対応する期間の法人税、住民税及び事業税として連結会社が納付すべき額（中間納付額を含む。）をいうものとする。</u></p> |